あなたの世帯が下記に該当する場合は担当課での手続きが必要です。
（出生用）　　令和８年４月１日

該当項目	☑	窓口番号	担当課名	手続きの名称	必要なもの
父又は母が障害基礎年金を受給している。		⑨	保険年金課	障害基礎年金の子加算に関する手続き	担当課へお問い合わせください。 0467-61-3964(直通)
国民年金第1号被保険者の方が出産されたとき。		⑨	保険年金課 又は支所	国民年金保険料の産前産後期間免除の手続き	担当課へお問い合わせください。 0467-61-3964(直通)
父又は母が国民健康保険に加入しており、子が国民健康保険に加入するとき。		⑩	保険年金課 又は支所	国民健康保険加入の手続き	父又は母の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など） 0467-61-3953(直通)
妊娠85日以降に出産した国民健康保険加入者		⑪	保険年金課 又は支所	国民健康保険料に関する手続き 「産前産後期間の国民健康保険料の軽減」申請手続き	母子健康手帳等（出産者の名前、出産者と子との関係が分かる書類） 0467-61-3955(直通)
子どもの個人番号カードが早く欲しいが、出生届と同時に申請していない		㊲	市民課 又は支所	個人番号カードの 特急発行申請手続き	同封の「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入して郵送いただくか、親権者が窓口でご申請ください。 内線　2930
出生したとき。		㊷	こども家庭相談課 又は支所、 出生連絡票の郵送	出生連絡（兼低体重児の届出）	出生連絡票（兼低体重児の届出書） （母子健康手帳にはさんであります） 担当課へお問い合わせください。 内線　2334
出生したとき。		㊶	こどもみらい課 又は支所、 小児医療証交付申請書の郵送	小児医療費の助成に関する手続き	小児医療証交付申請書 お子様の資格確認書等（健康保険の情報が分かるもの） （1～2年前に転入した方は所得の確認が必要な場合がありますので、お問い合わせください） 内線　2375
出生したとき。		㊶	こどもみらい課 又は支所	児童手当に関する手続き ※出生日から15日以内に手続きされないと、支給されない月が発生する場合がありますので、ご注意ください。	担当課へお問い合わせください。 内線　2375
保育所等入所の出生前申請をしている。 ※出生前申請は、4月入所一次審査のみ受け付けています。		㉛	保育・幼稚園課	保育所等入所申込の手続き	担当課へお問い合わせください。 0467-61-3894（直通）
出生した子のきょうだい児が保育園や幼稚園（預かり保育）を利用しており、保護者が育児休業を取得する。		㉛	保育・幼稚園課	教育保育給付認定の変更の手続き	担当課へお問い合わせください。 0467-61-3894（直通）
市営住宅に入居している。		⑱	生活福祉課	出生の届	生活福祉課援護担当にお問い合わせください。 0467-61-3958(直通)

問い合わせ：鎌倉市役所　0467（23）3000　　令和8年4月1日　改訂